

○那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内で那珂市危険ブロック塀等除却補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則(平成13年那珂町規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険ブロック塀等」とは、倒壊の危険性があり、かつ、その倒壊によって避難路等(那珂市耐震改修促進計画に定める倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に関する補助事業の対象となる避難路等をいう。)を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれの要件も満たす危険ブロック塀等を除却する事業とする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (3) 販売を目的とした土地に存するものでないこと。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (5) 既に同様の補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。
- (6) 一部を除却する場合にあっては、除却しない部分について、地震による倒壊の危険がないと認められること。

2 補助対象事業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第12項に規定する解体工事業者が施工しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は撤去した危険ブロック塀の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは、前項の規定による申請をする者は、代表者1名とし、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の申請の内容を変更しようとするとき又は補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに那珂市危険ブロック塀等除却補助金変更・中止・廃止申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消したときは、市長は、速やかに那珂市危険ブロック塀等除却補助金変更・中止・廃止承認決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに那珂市危険ブロック塀等除却補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那珂市危険ブロック塀等除却補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、交付決定者に

対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第6条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他同項の規定に該当すると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第186号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。